

熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会 N e t 1 1 9 緊急通報
システムの利用に関する要綱

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

消防本部告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）が運用する N e t 1 1 9 緊急通報システム（以下「N e t 1 1 9」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、N e t 1 1 9 とは、聴覚、言語機能等に障害を有する者が、インターネット端末（インターネットを利用することができる携帯電話端末、電子計算機等の通信機器をいう。第 6 条第 2 号において同じ。）を利用して、協議会が設置する通信指令施設へ通報するためのシステムをいう。

(対象者)

第 3 条 N e t 1 1 9 を利用することができる者は、熊谷市又は行田市に在住、在勤又は在学し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に規定する身体障害者手帳を有する者で、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害を有するもの。
- (2) 構音障害を有するもの。
- (3) 前 2 号に掲げる者と同等の障害を有する者として市長が認めるもの。

(登録の申請)

第 4 条 N e t 1 1 9 を利用しようとする者（以下「申請者」という。）

は、N e t 1 1 9 緊急通報システム利用登録申請書（様式第 1 号。第 6 条第 1 号において「利用登録申請書」という。）に N e t 1 1 9 緊急通報システム利用規約同意書（様式第 2 号）を添付して、市長に提出しなければならない。

（登録）

第 5 条 協議会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者の情報を N e t 1 1 9 に登録するものとする。

（変更等の届出）

第 6 条 前条の規定による登録を受けた者（次条において「登録者」という。）は、次のいずれかに該当した場合は、N e t 1 1 9 緊急通報システム利用登録変更届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第 4 条の規定により提出した利用登録申請書の内容に変更が生じたとき。
- (2) N e t 1 1 9 の利用に係るインターネット端末を変更したとき。
- (3) N e t 1 1 9 の利用を中止するとき。

（利用料）

第 7 条 N e t 1 1 9 の利用に係る料金は、無料とする。ただし、N e t 1 1 9 の利用に係る通信費用は、登録者の負担とする。

（その他）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 Net 119の利用に係る登録の申請、登録及び登録内容の変更等の届出に関し必要な行為は、この告示の施行前においても、第4条から第6条までの規定の例により行うことができる。

(表)

Net119緊急通報システム利用登録申請書

申請日 年 月 日

市長 様

必須情報項目				
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
氏名		生年月日	年	月 日
住所				
登録機器の電子メールアドレス				
緊急連絡先 親族、協力者等	氏名又は名称	関係	電話番号、FAX、電子メールアドレス等	
在住、在勤、在学の区分	熊谷市在住 <input type="checkbox"/> 行田市在住 <input type="checkbox"/> 熊谷市、行田市以外の地域在住 <input type="checkbox"/> 熊谷市在勤 <input type="checkbox"/> 行田市在勤 <input type="checkbox"/> (注) 該当する項目全てにレ点を記載 熊谷市在学 <input type="checkbox"/> 行田市在学 <input type="checkbox"/>			
任意情報項目				
在学地住所、名称				
在勤地住所、名称				
自宅電話番号		血液型	A B O 型	
自宅FAX番号			R h 型	
通院先 既往症	通院先		既往症	
※ 特記事項		※ 受付欄		

1 □のある欄は、該当となる□にレ点を記載すること。

2 ※印の欄は、記載しないこと。

(裏)

自宅略地図を下記に記入してください。

- 自宅は判別しやすいように強調してください（赤塗、斜線等）。
- 自宅近くの目標となるもの（交差点の名前、公共建物、店舗等）を記載してください。
- 交差点から○軒目等記載してください。

Net 119 緊急通報システム利用規約、同意書

熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）が提供するNet 119 緊急通報システム（以下「Net 119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限りご利用ください。

1 サービスの内容

- (1) Net 119は聴覚、言語機能等の障害があり、音声により緊急通報することが困難である方が、携帯電話やスマートフォン等（以下「通報端末」という。）のWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができるシステムです。
- (2) 利用対象者は、熊谷市又は行田市に在住、在勤又は在学し、かつ、次のいずれかに該当する方となります。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を有する方で、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害を有する方
 - イ 構音障害を有する方
 - ウ 前ア及びイと同等の障害を有する者として市長が認める方

2 Net 119に利用登録される方の情報について

- (1) Net 119に予め登録される登録者情報及び通報内容が、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、協議会及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者によってアクセスされます。
 - ※ 登録者情報とは、利用登録の必須情報（氏名・生年月日・住所・メールアドレス等）と通報受付業務の参考のために予め登録できる任意情報（緊急連絡先・病歴等）があります。
 - ※ 任意情報については、利用登録の事務を協議会の職員が代行する場合を除き、通報時にアクセスされるまで協議会からアクセスできません。
- (2) 前項の情報はNet 119に関連する事務を担う関係機関のほか、登録者様の消防救急活動に必要と認められる範囲で、その他の関係機関（行政機関、医療機関、警察等）に情報提供を行います。また、協議会以外の消防機関が通報を受けた場合も同様の取扱いとなります。
- (3) 退会等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として保管します。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、協議会までご連絡ください。なお、退会手続の際に、登録者様がご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、システムのバックアップとして保存された情報は、請求から削除までに最長1カ月間程度を要します。

3 携帯電話やスマートフォンについて

- (1) 登録者様がNet 119を利用するためには、インターネット接続機能、電子メール機能及び測位機能（位置情報を取得する機能）を使うことができる通報端末を用意することが必要です。これらの通報端末費用及び機能にかかる料金（パケット通信料等）は登録者様が負担してください。
- (2) Net 119の利用において、登録者様が平文（情報の内容を他人に判読されないための加工（暗号化）がなされないデータ）の方式を選択して通信を行う場合、通信内容が第三者から傍受されるおそれがあります。
 - ※ 次に掲げる暗号通信の要件（当該要件は通信事業者により随時更新）を満たさない通報端末による登録者情報の通信は、平文による通信方式が選択されます。
 - ア プロトコル：TLS 1.0 以降（SSL は認めない）
 - イ サーバー証明書のハッシュアルゴリズム：SHA-2
- (3) 迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、協議会からのメールを受信できませんので、設定を解除してください。操作方法はお使いの通報端末会社にご相談ください。
- (4) 測位機能が無効に設定されている通報端末では、通報を行うことができませんので、測位機能の設定を有効にし

てください。操作方法はお使いの通報端末会社にご相談ください。

- (5) Net119が備える練習通報の機能を使って、通報端末がNet119の利用条件を満たしていること（正常に通報できること）及び操作の方法を定期的に確認してください。

4 利用登録に関する注意事項

- (1) Net119は登録制のサービスです。登録を希望する場合は、この利用規約、同意書及びNet119緊急通報システム利用登録申請書（様式第1号）を指定された窓口に提出してください。申請の窓口は、次の機関となります。

ア 熊谷市原島675番地1 熊谷市・行田市消防指令センター

イ 行田市大字長野4389番地1 行田市消防本部 行田市消防署 本署

- (2) 登録後に、次のいずれかに該当する場合は、速やかにNet119緊急通報システム利用登録変更届出書（様式3号）を4-(1)に掲げる窓口に提出してください。変更申請を行わないと、協議会の適切な対応を受けられません。また、機種変更に伴う変更申請の後には、変更前の通報端末でNet119を利用できません。

ア 提出した利用登録申請書の内容に変更が生じたとき

イ Net119の利用に係る通報端末を変更したとき

ウ Net119の利用を中止するとき

- (3) Net119のご利用意思を確認するために、協議会から登録者様宛に送信されるメールで案内されるURLを表示し、利用登録の有効期限を更新してください。利用登録の有効期限が更新されず、協議会が登録者様のご利用継続の意思を確認できない場合には、協議会において利用登録を抹消することがあります。

- (4) 登録者別に発行される通報URLは個人を認証する情報にあたりますので、他人に知らせないでください。

5 通報に関する注意事項

- (1) 音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119を利用せず、音声通話による119番通報を依頼してください。

- (2) Net119は、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのため、システムの保守点検、不具合等をやむを得ない事由によりシステムが停止する場合があります。この場合、Net119が利用できなくなります。

- (3) Net119を利用するためには、無線の通信網を使うことが必要です。そのため、トンネル、地下、建物の中のように電波が届き難い場所、通信網のエリア外等、Net119を利用できない場所があります。

- (4) 何らかの理由によりNet119による通報を行うことができない場合には、Net119以外の手段によって119番通報を行ってください。

- (5) Net119による通報の後、チャット画面を使って協議会から通報内容の確認等の連絡を行うことがありますので、隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。

- (6) 外出先から通報する場合、通報した位置が特定されないと協議会の適切な対応を受けることができません。通報端末のGPS等による測位機能からは正しい位置情報が得られない場合がありますので、その場合は、通報した位置を修正する操作を行ってください。

6 協議会の管轄外の地域での通報

- (1) 通報地点の管轄消防を検索する機能（暗号通信による通報に通報地点が含まれている場合に利用できます）によって協議会とは別の消防（以下「他消防」という。）が検索され、協議会のNet119と相互接続される緊急通報サービス（以下「相互接続サービス」という。）が他消防において稼動しているときは、他消防が通報を受信します。

- (2) 前項により他消防が通報を受信する場合、他消防及び相互接続サービスのシステム事業者に登録者情報及び通報内容が提供され、登録者様の消防救急活動に必要と認められる範囲で関係機関（行政機関や医療機関、警察等）に通知されます。

7 遵守事項

- (1) Net119の利用にあたって次の行為を行わないでください。いずれかに該当する行為を登録者様がした場合、協議会は登録者様の承諾なしに、登録者様による利用の制限又は停止（利用登録の抹消を含みます）の措置をとる場合があります。

- ア 悪戯、妨害等、Net 119の目的に反する方法でNet 119を利用する行為
- イ 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報（偽りその他不正の手段により取得された個人情報を含みます）を入力する行為
- ウ Net 119のサーバー等に過大な負荷を与えること、Net 119の全部又は一部を複製、加工転記等を行うこと、Net 119を利用した商行為、その他システム事業者の権利を侵害する行為
- エ 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為（そのおそれのある行為を含みます）又は法令違反又は違反するおそれのある行為
- オ その他、協議会又はシステム事業者が不適切と判断する行為

8 コンピュータシステムについて

- (1) システムに関するお問い合わせは協議会にご連絡ください。ただし、通報端末の操作、Net 119以外のソフトウェアの使用法等はご案内することができません。
- (2) Net 119に関する著作権その他の知的財産権は、システム事業者及びシステム事業者に利用許諾する第三者に帰属します。
- (3) Net 119の利用にあたって、地図データの供給者が定める利用許諾条件（Net 119の画面に提示する規約）に従ってください。
- (4) Net 119は次の事項を保証していません。
 - ア システムに搭載される地図等のデータが、完全に正確であること及び実際の内容と合致すること
 - イ Net 119が、協議会が定めた仕様を満たさない機器で正常に作動すること
 - ウ Net 119が、協議会が定めた仕様を超えた事項を提供すること
- (5) Net 119は、次の場合にサービスを停止する場合があります。
 - ア システムの保守のための計画的停止
 - イ 脆弱性等の問題解決のため緊急にソフトウェアの更新を行う場合
 - ウ DDoS攻撃等の第三者による加害行為
 - エ 通信回線の役務を提供する電気通信事業者による当該回線に係る電気通信業務の緊急停止
 - オ 天変地異（戦争・テロ行為・騒乱・暴動・致命的な伝染病の流行を含みます）等の非常事態
 - カ その他システム保守上の緊急事態

9 利用条件の変更

- (1) Net 119は、協議会の判断でサービスの変更を行う場合又は終了する場合があります。
- (2) 当規約の内容は、協議会の判断で変更される場合があります。この場合、Net 119の案内サイトに掲載した時から、変更後の内容がご利用条件になります。

以上

署 名 欄

私は、上記Net 119緊急通報システム利用規約に記載する事項に同意の上、利用登録の申請をいたします。

同意年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所： _____

氏 名： _____

様式第3号 (第6条関係)

(表)

Net119緊急通報システム利用登録変更届出書

変更届出日 年 月 日

市長 様

利用者

住 所: _____

氏 名: _____

Net119緊急通報システムの利用変更について、次のとおり届け出ます。

届出種別	<input type="checkbox"/> 登録内容 (住所、氏名等の変更) <input type="checkbox"/> 利用端末の変更		
	<input type="checkbox"/> 任意情報等の変更 <input type="checkbox"/> 利用の中止 <input type="checkbox"/> その他		
変更内容	項目名称	変更前	変更後
※ 特記事項		※ 受付欄	

- 1 届出種別欄は、該当となる□にレ点を記載すること。
- 2 届出種別欄の「利用端末の変更」を選択した場合は、Net119のトップページアドレスを電子メールにて送信するので、利用者が登録すること。
- 3 届出種別欄の「利用の中止」を選択した場合は、登録データを消去するため、Net119の利用を再度希望するときは、あらためて申請を行うこと。
- 4 変更内容の欄は、項目名称を具体的に記載すること。
- 5 ※印の欄は記載しないこと。

(裏)

自宅住所が変更となる場合、略地図を下記に記入してください。

- 自宅は判別しやすいように強調してください（赤塗、斜線等）。
- 自宅近くの目標となるもの（交差点の名前、公共建物、店舗等）を記載してください。
- 交差点から○軒目等記載してください。